

新宿区自治基本条例素案



新宿区自治基本条例検討連絡会議

平成 22 年 8 月

「はじめに」

2000年の地方分権改革は、「地域のことは地域で決める」自己決定の原則を高らかに謳い上げました。「誰が決めるのか」「どのように決めるのか」は自治体に委ねられました。さらに、決めたことをどのようにして実行するのか、自治体政府はどのような理念にしたがって運営されるかなどを含めて「自治体の憲法」にまとめていくことが求められています。その具体化のために（仮称）新宿区自治基本条例の制定が目指されたのでした。

平成19年11月に設置された（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議は、翌21年2月、それまで独自に検討を進めてきた区民検討会議の代表を加えて、区民、議会、行政の三者による討議・調整の機関として今日まで運営されてきました。原案作成から合意まで三者構成による会議方式は日本で初めての試みであり、全国の自治体注視のなかでの試行錯誤の繰り返しでした。

会議は、区民、議会、行政それぞれ六名の委員で構成され、私とその座長を務めました。議論を始めるに当たり二つのことを目標としました。一つは、数による決着を避け、討議を尽くして一致点を探すこと、二つ目は区民の考えを確認しながら進めるということでした。数による決着をしないということは、実に多くの時間と説得材料を必要とし、「次回会議で引き続き議論」という扱いを何度も経験しました。また、区民の考えを広く聞くために、区民討議会（抽出した区民に参加してもらい意見をたたかわせる）やパブリックコメント（骨子案に対して広く一般区民の声を求める）、区民アンケート、地域懇談会の開催などを実施してきました。

区民検討会議（公募と団体推薦委員）、議会（自治基本条例小委員会）、専門部会（部課長で構成）それぞれの検討結果を持ち寄っての会議は白熱した雰囲気の中で行われました。そして40回に及ぶ検討連絡会議の末、ここに「新宿区自治基本条例素案」がまとまりました。時に深夜に及ぶ会議にもかかわらず熱心に議論を続けていただいた区民、議会、行政のそれぞれの委員の皆さん、資料の作成から会議の記録まで膨大な作業を引き受けていただいた事務局職員の皆さんにも感謝を申し上げ、ここに答申いたします。

この素案が三者による粘り強い討議の結果であることをご理解いただき、誠実に条例化されますようお願いいたします。

新宿区自治基本条例検討連絡会議座長

辻山 幸宣

「新宿区自治基本条例素案」

目次

はじめに ページ

新宿区自治基本条例制定に向けた取組み	1
新宿区自治基本条例素案	5
1 前文	5
2 条例の基本的考え方(総則)	7
3 区民の権利と責務	11
4 議会の役割と責務	13
5 行政の役割と責務	16
6 情報公開・個人情報保護	20
7 住民投票	21
8 地域自治	22
9 子ども	23
10 国や他自治体等との関係	24
11 条例の見直し	25

<資料>

資料1 委員名簿	27
資料2 検討連絡会議開催状況	29
資料3 地域懇談会概要	35
資料4 パブリックコメント意見と回答	49

新宿区自治基本条例制定に向けた取り組み

1 新宿区自治基本条例の制定に取り組むに至った経緯

平成 12 年に地方分権一括法という法律が施行され、これ以降、原則として国と地方は上下・主従という関係から対等・協力の関係へと変わりました。各自治体は、それぞれの地域の特性を踏まえ、自らの判断と責任による行政運営を行うことが必要となっています。また、地域主権を実現するためには、区民の一人ひとりが、主体的に考え、行動し、「自分たちのまちのことは、自分たちが責任を持ち、自分たちで決めていく」こと - **自治** - が、求められています。

地域の持つ個性や資源を活かしながら、区民が幸せに暮らすことのできる、新宿区らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を創り出すために、区の責務、区政運営の原則などの基本的なルールを定めるとともに、区民、議会及び区（行政）の役割を明らかにし、区民の意思を明確に反映できるルールを確立する必要があります。

自治基本条例は、自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかという基本ルールを文章化したものです。

たとえば、学校や会社には規則が、社会には道徳や社会規範、そして法律があるように、それぞれの社会を円滑に動かし、発展させていくためには、お互いが守る基本的なルールが必要です。

現在、自治体を運営するための基本原則などを定めた法律として地方自治法があります。しかし、地方自治法は日本全国の自治体に共通する原則、制度、手続きなどを定めたものであり、新宿区の地域特性を踏まえた自治の仕組みや手続きなどを地方自治法のみ委ねることはできません。

そのため、新宿区という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める**自治の基本ルール**が必要となります。

こうしたことから、新宿区では平成 19 年度から新宿区での自治の基本理念や基本原則を明らかにする、（仮称）新宿区自治基本条例（以下、自治基本条例といいます。）の制定に向けて取り組んできました。

「新宿区に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と誰もが思えるまちにするため、「新宿区らしい自治の仕組み」を、区民・議会・区（行政）の三者が一体となって検討してきました。

2 新宿区自治基本条例検討連絡会議の発足

区民会議からの提言や区長マニフェストにおいて、自治基本条例の制定が盛り込まれました。区議会としても積極的にその役割を果たしていく必要があると考え、平成19年5月に「自治・地方分権特別委員会」を設置するとともに、同年9月に自治基本条例について集中的に調査・検討を行うため「自治基本条例検討小委員会」を設置しました。

平成19年11月、区長と区議会議長との間で協議書を取り交わし、区民、区議会及び区（行政）が一体となって自治基本条例の制定に取り組むこととし、そのための情報交換や意見交換を行う場として、新宿区自治基本条例検討連絡会議（以下検討連絡会議といいます。）を共同で設置しました。

3 新宿区自治基本条例区民検討会議の立ち上げ

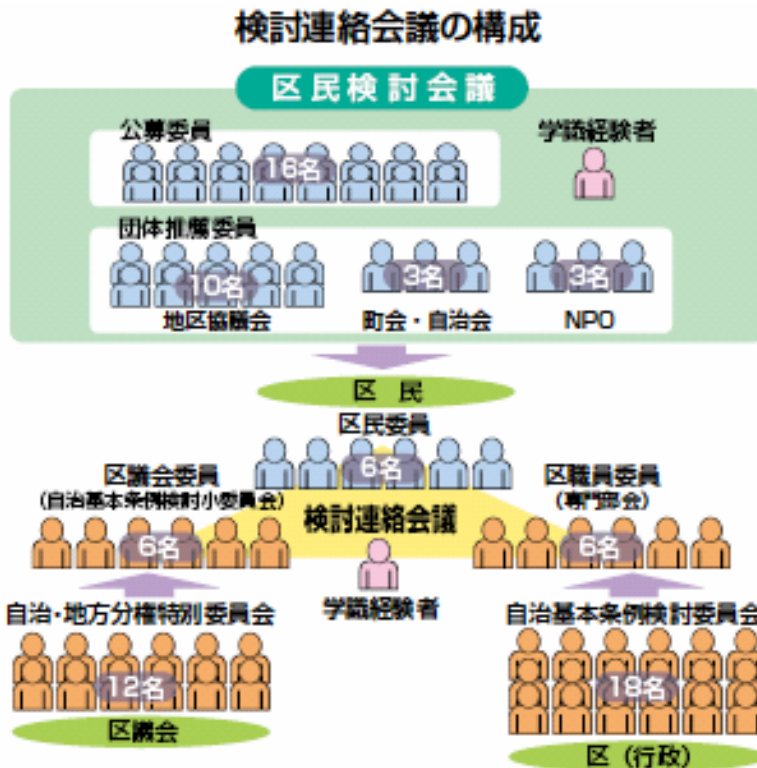
自治基本条例の制定に向けた取り組みを広く周知するとともに、区民の代表で構成される新宿区自治基本条例区民検討会議（以下、区民検討会議といいます。）の委員を募集するため、平成20年5月から6月にかけて、区内10ヶ所で地域懇談会を開催し、延べ273名の方にご出席いただきました。そして、区民検討会議の公募委員には42名の方から応募をいただき、抽選により16名を選出しました。

平成20年7月、自治基本条例を検討する区民組織として、公募委員16名と団体推薦委員16名で構成される区民検討会議を立ち上げました。団体推薦は各地区協議会から1名ずつの計10名と町会・自治会から3名、そしてNPOから3名それぞれ推薦いただきました。

4 区民・議会・区（行政）三者が一体となった取り組み

平成21年1月、区民検討会議の委員の中から、検討連絡会議に参加する区民委員6名を互選により選出しました。これにより、検討連絡会議は、議会から自治基本条例検討小委員会の委員6名、区（行政）から専門部会委員の6名、区民検討会議から選出された区民委員6名、計18名に座長として学識経験者を加え、三者が一体となって自治基本条例の検討を行う組織となりました。

【検討連絡会議の構成】



5 区民討議会の開催

検討連絡会議は、自治の基本理念や基本原則、区民、議会、行政の役割など自治の基本ルールを定めるために、三者それぞれが案を持ち寄り、これまで検討してきました。三者合意により作成した条例骨子案を基に、自治基本条例に関する区民の意識、意向を広く聴き、条例素案とりまとめにあたっての基礎資料とするため、区民討議会を開催しました。

討議参加者は、住民基本台帳等から無作為で抽出した18歳以上の1,500人の区民のうち参加申込のあった156名の応募者から抽選で選任された60名(当日参加者57名)を対象に平成22年6月19日(土)・20日(日)の2日間、いずれも午前10時から午後5時まで開催しました。

また、討議のテーマは自治基本条例骨子案に対して意見を求めることをその主眼におき、選定した小テーマ6つについて話し合い発表するというもので、1日目、2日目ともそれぞれ3つのテーマについてグループ討議を行い、そのグループで討議した内容に対して参加者一人ひとりが投票し、その結果を条例骨子案に対する区民の平均的意見を探ることを目的としました。

なお、区民討議会の実施結果は報告書に取りまとめ条例素案を作成する際の参考としました。

6 区民アンケート調査の実施

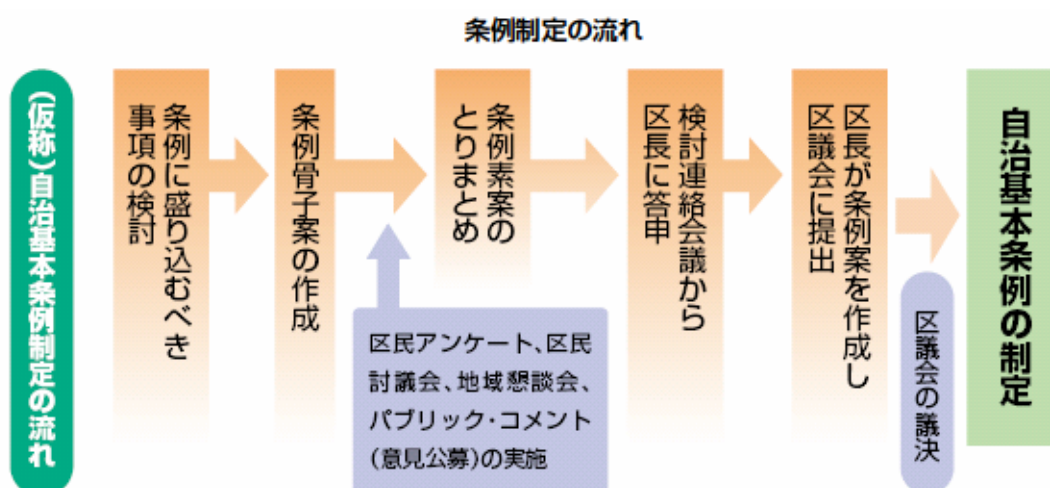
検討連絡会議は自治基本条例に関する区民の意識、意向を広く聴き、条例素案とりまとめにあたっての基礎資料とするため、「(仮称)新宿区自治基本条例区民アンケート調査」を実施しました。

アンケートは条例骨子案を基に設問を作成し、その対象者は、住民基本台帳等から無作為で抽出した18歳以上の2,500人の区民を対象に条例骨子案を基に設問を作成し、平成22年6月4日(金)にアンケート用紙を発送し、6月25日(金)を回答期限とし915人(36.6%)の方から回答を得てその集計結果を条例素案の作成の際の参考としました。

7 自治基本条例制定の流れ

検討連絡会議では、区民検討会議、議会、区の三者から提示されたそれぞれの案をもとに、条例骨子案を作成しました。この条例骨子案に対し、区民討議会、区民アンケート、パブリック・コメントや地域懇談会などで伺った区民の皆様のご意見を参考しながらこの条例素案に取りまとめ、区長に答申するものです。

今後、区が条例案を作成し、区議会に提出して議決を経る形で自治基本条例の制定を進めていきます。



新宿区自治基本条例素案

条例素案

区分	
1	前文

1 前文

(1) 素案

前文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22年(1947年)に牛込・四谷・淀橋の三区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、さまざまな目的を持った多くの人が集い、日々、変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的・文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全・安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

前 文	<p>私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。</p> <p>私たちは、世界からこの地に集う人々とともに、互いの持つ多様性を認めあう多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創りあげる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。</p>
--------	---

(2) 説 明

全体的に、格調高く、わかりやすい文章に心がけ、「です・ます調」にしました。

- 第 1 段落 今日までの「この地」の歴史について述べています。1行目の武蔵野大地については、広大な大地を意味するため、「台地」ではなく、「大地」としました。
- 第 2 段落 今日までの「新宿区」の歴史について述べています。2行目の「計画的に」は、市街地が江戸時代から計画的に発展した経緯を物語っています。
- 第 3 段落 新宿区が国際的な都市である特徴を述べています。
- 第 4 段落 歴史や文化が息づくまちであるとともに進取の気風に富むまちであるという特徴を述べています。
- 1行目の「営営として」は、先人たちが時間をかけて一生懸命努力してきた様を表しています。
- 2行目の「夏目漱石」については、日本を代表する文豪を新宿区の人材の代表として掲げました。
- 第 5 段落 地域自治の時代について述べています。
- 地域自治の時代を迎えるにあたり、私たちに課せられた使命について述べています。
- 第 6 段落 世界の恒久平和や地球環境の保全を誓うとともに、市民主権の下の自治を創造することを述べています。
- 第 7 段落 最終段落は、多文化共生や歴史文化の継承について述べるとともに、新宿区の最高規範としての条例を制定する決意を表明しています。

条例素案

区分	
2	条例の基本的考え方(総則)

1 条例の目的

(1) 素案

目的	この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする。
----	---

(2) 説明

まず、新宿区自治基本条例の目的を規定します。

わが国は、平成 12 年に 400 本以上の法律を改正して、国に集中していた権限を地方に移す改革を行いました。これにより「地域のことは、地域で決める」仕組みができました。同時に「地域のことは、地域で責任を持つ」ことも求められました。

新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、活動しています。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をより良くするためには何が必要かを考え、その実現に向けて自発的に行動すること、地域づくりを愉しむことが、これからの新宿区の自治にとって、とても大切なことです。

「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とするということです。

自治の基本理念については、この条例ではじめて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意として、この条例で確認するものです。

また、この条例で定めるのは、

- ・区政運営の原則（詳細な手続き規程ではなく、そのもとになる原則）
- ・区民、議会、区長の責務等（区民の権利と責務、議会並びに区長及び職員の責務、住民投票及び地域自治に関することなど）です。

そして、「自治の実現を図る」ため常に基本理念に照らし、原則と役割などを踏まえて、基本理念の達成に向けて、これからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿勢をこの素案の「目的」の表現に込めています。

2 用語の定義

(1) 素案

用語の定義	(区民の定義) 新宿区に住所を有する者、並びに新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
-------	---

(2) 説明

新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体が担い手となることが欠かせません。

このことは、住民だけでなく、新宿区で働く人や学ぶ人、活動する人にも地域の発展や住民福祉の向上などの様々な場面で、積極的に地域に関わってもらい、新宿区の自治に協力してもらおうということです。また、事業者や公益活動を行うNPO法人、法人格のないボランティア団体などについても同様のことと考えました。

本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、本条例における区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、それに、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体としました。

3 条例の基本理念

(1) 素案

基本理念	<p>区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。</p> <p>区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。</p> <p>区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。</p>
------	--

(2) 説明

ここでは、新宿区の自治を進めていく上での基本理念を規定しました。

まず、今後、新宿区の自治を進めていく上での大前提として、人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする区政を行うということを掲げました。

次に、自治は、区民の自由な意思に基づいて、検討し、決定し、進めていくものであることから、区民が主役の自治の実現を図ることを掲げるとともに、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するということを掲げました。

次に、区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、他から干渉されることなく、区民の意思に基づいて自治を行うことから、確立した自治権をもち、区民自治を基本に区政を推進するということを掲げました。

なお、「恒久平和の追求」、「地球環境の保全」、「国際性・多文化共生」などは、より大きな概念と認識し、前文に盛り込んでいます。

また、「情報の共有」、「参加・協働」、「地域自治の尊重」、「透明性」、「説明責任」などは、基本的な原則として位置づけることとしました。

さらに、「国や他自治体等との関係」については、別の項を立てて扱うこととしました。

4 条例の位置付け

(1) 素案

条例の位置付け	この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る。
---------	--

(2) 説明

新宿区自治基本条例を新宿区の最高規範として位置づけます。

最高規範であるゆえんは、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであることと同様に、本条例が新宿区の自治の基本を定めたものであり、いわば、「わがまちの憲法」であるということをここで規定したものです。このことから、他の条例等（計画、規則、要綱など）の制定改廃にあたっては、本条例との整合性を図ることが求められるものとなりました。

また、改正が行われたとしても、憲法が憲法であることに変わりがないことと同様に、本条例も最高規範であることに変わりはありません。したがって、改正の手続き規定を設けないことや、規定を設けても改正の手続きが困難であるようなことは、本条例にふさわしくありません。むしろ、基本理念に照らして常に「進化する条例」とするための規定を設けることが必要です。

そうしたことから、改正手続きについては、「条例の見直し等」として、別の項を立てて扱うこととしました。

条例素案

区分	
3	区民の権利と責務

1 区民の権利

(1) 素案

区民の権利	区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。 区民は、区政に参加する権利を有する。 区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。
-------	--

(2) 説明

ここでは、区民の権利として4つの権利を規定しました。

「区政に関する情報を知る権利」は、区から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利をいいます。

「区政へ参加する権利」は、区が政策などを立案する際や、事業などを実施する際、またその評価を行う際などに、様々な方法で区民の意見を聞いたり、実際に区民が参加したりすることを保障するものです。

「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」は、新宿区というまちは、人が住み暮らす、住居系のまちでもあり、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。

学ぶことの重要性、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるということの理解を進めるために、「学ぶ権利」については今後逐条解説文などにも記載していく予定です。

2 区民の責務

(1) 素案

区民の責務	区民は、この地とともに生きるものとして、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める。
-------	---

(2) 説明

区民の責務は、この1つの文章に多くの意味合いを込めました。

区民は、この地とともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なこととだれもが考えていることと思います。

さらに、もう一方で地域社会との協調を図ることも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込みました。

条例素案

区分	
4	議会の役割と責務

1 議会の設置

(1) 素案

議会の設置	区に区民の代表機関として、議会を置く。
-------	---------------------

(2) 説明

法に定められていることですが、区民の代表機関として議会を置くことを自治基本条例として規定します。

ここでいう「区民の代表機関」ということについてですが、区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体にも、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わってもらおうと考えています。

本条例は自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、住民に限定せず、区民の意思を代表する機関として議会を置くとなりました。

2 議会の責務

(1) 素案

議会の責務	<p>議会は、区民を代表する機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視する。</p> <p>議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努める。</p> <p>議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果す。</p>
-------	--

(2) 説明

議会の責務として、3つの責務を規定しました。

地方自治制度では、住民は長と議員を直接選挙で選ぶことから、住民は長と議会という二元的な代表を持ちます。

議会は長と対等の関係で、自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、行政運営を調査、監視します。

また、議会は、自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行います。議会が自治体の立法機関であることを明らかに、高らかに謳うとともに、政策立案、政策提言により、さらに議会の活性化に努めるものとなりました。

さらに、議会は、個々の議員としてだけでなく、議会全体として議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことを盛り込みました。

3 議員の責務

(1) 素案

議員 の 責 務	議員は、区民の代表として権限と責任を自覚して行動する。 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行う。
-------------------	--

(2) 説明

議員の責務として、2つの責務を規定しました。

別に定める政治倫理基準として、「新宿区議会議員政治倫理条例」が制定されています。この政治倫理条例は、新宿区議会議員の政治倫理基準について、厳しく、潔く、格調をもって規定しています。

政治倫理条例にも議員の責務の規定はありますが、区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを自治基本条例として規定しました。

また、この政治倫理条例を踏まえ、議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行うことを規定しました。

「区民の代表」については、議会の設置と同じ考え方です。

条例素案

区分	
5	行政の役割と責務

1 区長の設置と責務

(1) 素案

区長の設置と責務	区に区の代表として区長を置く。 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行なうものとする。
----------	---

(2) 説明

区長の設置は、議会の設置と同様に、法に定められていることですが、区の代表として区長を置くことを自治基本条例で定めます。

区長の責務としては、区長は、選出された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しました。

2 区の行政機関の責務

(1) 素案

区 の 行 政 機 関 の 責 務	<p>区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに職務を執行する。</p> <p>区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分りやすく提供するとともに、区民への説明責任を果すものとする。</p>
---	---

(2) 説明

区の行政機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員をいう。）は、都や国の行政機関に比べて、区民に最も身近な行政機関であることはいうまでもありませんが、本条例では、このことをしっかりと認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということを第一に掲げました。

また、説明責任、情報共有の方法として、区民が区政の動きを的確に把握し、判断していくために各種の情報は「分りやすく」提供されてこそ意味があるということを規定しました。

3 職員の責務

(1) 素案

職員 の 責 務	<p>職員は、新宿区を愛し、区民の視点に立ち、自治の実現に努める。</p> <p>職員は、最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、公益保護及び職員の行動基準と責務に関して別に定める条例その他法令等を遵守し、公正公平に職務を執行する。</p> <p>職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努める。</p>
-------------------	---

(2) 説明

職員の責務として、3つの責務を規定しました。

まず、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、協働の視点に立って、自治の実現に努めるということを第一に掲げました。

また、職員は、最も身近な地方政府の一員であるということの自覚を、改めて促すとともに、当然のことではありますが、常に意識しなければならないことから、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを規定しました。

特に、公益保護及び職員の行動基準と責務の遵守を代表的なものとして掲げました。

さらに、職員は、その職務遂行にあたって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを規定しました。

4 区政運営

(1) 素案

区 政 運 営	<p>区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、公正・公平な視点に立ち効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努める。</p> <p>区長は、公共サービスの提供にあたり、基本構想に基づきその実現のため総合的な計画を定めるものとする。</p> <p>区長は、適切な方法で区の財政状況を公表する。</p> <p>区の行政機関は、組織相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。</p> <p>区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供する。</p> <p>区の行政機関は、行政評価を実施し公表するとともに、区政運営に適切に反映する。</p>
------------------	--

(2) 説明

区政運営について、6つ規定しました。

まず、ここでは、機関としての区長は、公共サービスの提供に関して、

- ・持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと

- ・基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めることという、2つの基本的な方針を規定しました。

また、財政状況に関する説明責任を果たすため「適切な方法で区の財政状況を公表すること」を規定しました。

つぎに、区の行政機関は、区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するように整備しなければならないことを規定しました。

さらに、「区民意見の把握、区民参加、協働の機会の提供」と「行政評価の実施、公表と区政への適切な反映」、について規定しました。

条例素案

区分	
6	情報公開・個人情報保護

1 情報公開・個人情報保護

(1) 素案

情報公開・個人情報保護	区の行政機関及び議会は、区民の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開し、区民と共有する。 区の行政機関及び議会は、その保有する個人情報を保護し、適切に管理するものとする。
-------------	---

(2) 説明

「情報なければ、参加なし」と言われるように、今後、さらに、区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切なこととなっています。

ここでは、情報公開・個人情報保護について、2つ規定しました。

「情報の公開」では、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利の保障、情報の積極的な公開、区民との情報共有を規定します。

一方、情報が氾濫する社会において、「個人情報を保護すること」も大変重要なことです。

区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しました。

条例素案

区分	
7	住民投票

1 住民投票

(1) 素案

住民投票	<p>区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定める者からその総数の5分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする。</p> <p>区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について議会において議員の定数の12分の1以上の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決した場合には、住民投票を実施するものとする。</p> <p>区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、住民投票を実施することができる。</p> <p>住民投票の投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定める者とする。</p> <p>区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>住民投票の実施に関して必要な事項は、この条例の理念に基づき別に条例で定める。</p>
------	--

(2) 説明

ここでは、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、住民投票を実施することができることを明記しています。

まず、住民から一定の発議要件を満たした請求があった時には、住民投票を実施するものとするという規定を設けました。

さらに、議会において議員の定数の12分の1以上の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決した場合には、住民投票を実施するという規定を設けました。

また、区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、住民投票を実施できるという規定を設けました。

投票権者は、満18歳以上の住民のうち別に定める者とししました。

そして、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことも明記しました。

なお、住民投票の実施に関して必要な事項は、議会・区民・行政の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めます。

条例素案

区分	
8	地域自治

1 地域自治

(1) 素案

地域自治	区は、地域の特性をふまえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。 区民は、地域区分ごとに地域自治組織を置くことができる。 区の行政機関は、地域自治を推進するため必要な措置を講ずるものとする。 地域区分及び地域自治組織に関し必要な事項は、この条例の理念に基づき別の条例で定める。
------	--

(2) 説明

ここでは、地域自治について、4つ規定しました。

地域自治は、地域特性を踏まえている住民の自治を尊重しながら、さらに個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことが大切なことです。

地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しました。

その地域自治の推進に関し、必要な措置は、区の行政機関が行います。

また、地域区分はどのような規模が適切なのか、そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのか、拙速に決めないこととしました。現状では、地域の団体として、町会・自治会、地区協議会、その他様々な団体が活動しているため、新たなあるべき地域自治組織が、既存の様々な団体とどのように連携しどのような関係になるのか等に関して、別の条例での議論に委ねることとしました。

そのため、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、議会・区民・行政の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めます。

条例素案

区分	
9	子ども

1 子ども

(1) 素案

子ども	子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有し、すこやかに育つ環境が保障される。
-----	---

(2) 説明

子どもは、自らに係る区政の問題について意見を表明する権利及び社会の一員として、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定する。

条例素案

区分	
10	国や他自治体等との関係

1 国や他自治体等との関係

(1) 素案

国・他自治体との関係	区は、広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。 区は、国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努める。
------------	--

(2) 説明

国・他自治体との関係として、2つ規定しました。

一点目は、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国や東京都、他の自治体や病院、大学やNPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しました。

二点目は、新宿区は多くの外国人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの外国人が新宿区を訪れます。こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しました。

条例素案

区分	
11	条例の見直し等

1 条例の見直し等

(1) 素案

見直し等	区長は、この条例の理念を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度の検証を区民・議会とともにを行い、必要な措置を講ずるものとする。
------	--

(2) 説明

本条例の見直しの方法を明らかにする規定を設けました。

本条例は新宿区の最高規範であるとともに、常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることとしました。

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議委員名簿

	氏名	役職名等
学識経験委員	辻山 幸宣	学識経験者
区民代表委員	高野 健	区民検討会議 区民検討委員
	土屋 慶子	区民検討会議 区民検討委員
	大友 敏郎	区民検討会議 区民検討委員
	斉藤 博	区民検討会議 区民検討委員
	野尻 信江	区民検討会議 区民検討委員
	樋口 蓉子	区民検討会議 区民検討委員
区議会委員	根本 二郎	区議会議員
	山田 敏行	区議会議員
	佐原 たけし	区議会議員
	小松 政子	区議会議員
	あざみ 民栄	区議会議員
	久保 合介	区議会議員
区職員委員	針谷 弘志	企画政策課長
	木全 和人	総務課長
	加賀美 秋彦	地域調整課長
	菅野 秀昭	生涯学習コミュニティ課長
	野澤 義男	柏木特別出張所長
	折戸 雄司	都市計画課長

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催状況

開催回	開催日	開催概要
第1回	平成19年11月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 座長講演 区民参画のあり方 今後のスケジュールの考え方
第2回	平成19年12月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 区民参画のあり方 基本条例制定の理由の共通認識
第3回	平成20年1月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 区民参画のあり方
第4回	平成20年2月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 区民参画のあり方 条例制定の必要性等
第5回	平成20年3月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 区民検討委員募集 地域懇談会の開催 条例制定の必要性等
第6回	平成20年4月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会 区民検討委員募集
第7回	平成20年5月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会開催状況 区民検討組織(委員選考、検討方法)
第8回	平成20年7月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会開催状況 区民検討組織(応募状況、抽選方法、検討方法等) 第1回(仮称)自治基本条例区民検討会議の進行等
第9回	平成20年9月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会開催状況 第1回・2回区民検討会議開催状況等
第10回	平成20年10月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 新任委員の紹介 第3回区民検討会議の開催概要及び第4回区民検討会議実施状況について
第11回	平成20年12月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第5回から第8回区民検討会議の開催状況について 区民代表委員参加後の検討連絡会議の進め方について
第12回	平成21年2月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 座長挨拶 委員紹介(自己紹介) 議会、行政、及び区民検討会議、三者の検討状況について
第13回	平成21年4月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 新任委員紹介(自己紹介) 区民検討会議、議会及び行政の検討項目について

第 14 回	平成 21 年 5 月 20 日(水)	・ 条例の基本的考え方(総則)について
第 15 回	平成 21 年 6 月 25 日(木)	・ 条例の基本的考え方(総則)について
第 16 回	平成 21 年 7 月 22 日(水)	・ 「条例の基本的考え方(総則)」の変更点について ・ (住民)区民の権利と責務について
第 17 回	平成 21 年 9 月 3 日(木)	・ (住民)区民の権利と責務について
第 18 回	平成 21 年 9 月 24 日(木)	・ 自治基本条例の制定スケジュールについて ・ 三者案(区民・議会・行政)の調整方法について ・ 検討連絡会議の中間報告会の開催について ・ 「区分 E:住民参加の仕組み」の検討状況について
第 19 回	平成 21 年 10 月 27 日(火)	・ 区分 E:住民参加の仕組みについて
第 20 回	平成 21 年 11 月 18 日(水)	・ 区分 E:住民参加の仕組みについて ・ 区民の権利と責務(三者案の調整)について
第 21 回	平成 21 年 12 月 2 日(水)	・ 区分 B:区民の権利と責務(三者案の調整)について ・ 区分 A:条例の基本的考え方(総則)(三者案の調整)について
第 22 回	平成 21 年 12 月 22 日(火)	・ 区分 B:区民の権利と責務 ・ 区分 A:条例の基本的考え方(総則) ・ 区分 F:地域自治(地域の基盤)についての検討状況について(報告) ・ 中間報告会について
第 23 回	平成 22 年 1 月 14 日(木)	・ 中間報告会の開催について ・ 区分 A:条例の基本的考え方(総則) ・ 区分 E:住民参加の仕組み ・ 区分 F:地域自治(地域の基盤)についての検討状況について(報告) ・ 区民討議会について
第 24 回	平成 22 年 1 月 26 日(火)	・ 中間報告会の開催について ・ 区分 E:住民参加の仕組み ・ 区分 F:地域自治(地域の基盤)について(報告) ・ 今後の三者案の調整の仕方について ・ 区民討議会運営委託業者の選定方法について ・ 区民アンケートの実施方法について

第 25 回	平成 22 年 2 月 5 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告会の実施結果について ・ 各作業の方法とその分担について 盛り込むべき事項の三者案調整 区民討議会の運営会 区民アンケート ・ 区分F:地域自治(地域の基盤)について
第 26 回	平成 22 年 2 月 19 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)条例骨子案検討作業チーム ・ 区民討議会準備会 ・ (仮称)区民アンケート作問検討会 ・ 区分E:住民参加の仕組みについて(住民投票)
第 27 回	平成 22 年 3 月 4 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 B:区民の権利と責務について(骨子案の検討) ・ 区分 F:地域自治について ・ 区分 D:議会の役割と責務について
第 28 回	平成 22 年 3 月 23 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 A:条例の基本的考え方(総則)について(骨子案の検討) ・ 区分 E:住民参加の仕組みについて(骨子案の検討) ・ 区分 F:地域自治について(三者案の検討) ・ 区分 C:行政の役割とその運営について(専門部会案の報告・検討)
第 29 回	平成 22 年 4 月 13 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任委員の紹介(自己紹介) ・ 区分F:地域の基盤(地域自治)について(三者案について検討) ・ 区分B:区民の権利と責務について(骨子案の検討)
第 30 回	平成 22 年 4 月 28 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分C:行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G:情報の共有 について(三者案について検討) ・ 区分F:地域の基盤(地域自治)について(骨子案の検討) ・ 区民討議会準備会・区民アンケート作問検討会からの報告
第 31 回	平成 22 年 5 月 12 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分D:議会の役割と責務 について (三者案について検討) ・ 区分C:行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G:情報の共有 について(骨子案の検討) ・ 区民討議会準備会及び区民アンケート作問検討会からの報告 ・ 地域懇談会の開催について
第 32 回	平成 22 年 5 月 27 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分D:議会の役割と責務 について (骨子案の検討) ・ 区分C:行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G:情報の共有 について(骨子案の検討) ・ 区民アンケート作問検討会及び区民討議会準備会からの報告 ・ 区民討議会の開催について プログラム案の説明

		<p>説明者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)自治基本条例制定スケジュールについて
第 33 回	平成 22 年 6 月 17 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 C:行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分 G:情報の共有 について(骨子案の検討) ・ 区分 D:議会の役割と責務 について (骨子案の検討) ・ 区分 A:条例の基本的考え方(総則)について (骨子案の検討) <ul style="list-style-type: none"> 区民の定義について その他 ・ 区民討議会の開催について <ul style="list-style-type: none"> 当日の資料について 当日の役割の確認 ・ (仮称)自治基本条例制定スケジュールについて
第 34 回	平成 22 年 6 月 23 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案の全体調整について ・ 区分 H:条例の見直し等、区分 I:国や他自治体等との関係、区分 J:その他 について(三者案の説明及び骨子案の検討)
第 35 回	平成 22 年 6 月 29 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案及びパブリック・コメントについて ・ 条例素案の策定に向けての検討事項 <ul style="list-style-type: none"> 区民の定義 その他の用語の定義 住民投票 前文 区分 H:条例の見直し等 区分 I:国や他自治体等の検討 区分 J:その他(教育・子ども) ・ 地域懇談会の開催について
第 36 回	平成 22 年 7 月 15 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案に対するパブリック・コメントの実施 ・ 条例骨子案「行政の役割と責務」の課題の検討 ・ 区民討議会報告書及び区民アンケート結果(速報版)について ・ 区分 J:その他、区分 H:条例の見直し等、区分 I:国や他自治体等との関係について(三者案の説明及び素案の検討) ・ 地域懇談会の開催について
第 37 回	平成 22 年 7 月 29 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域懇談会の開催について ・ 前文について(区民検討会議案及び議会案の説明及び素案の検討) ・ 区民討議会報告書及び区民アンケート結果を踏まえた素案への反映について ・ 区分 J:その他「教育・子ども」について

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 H: 条例の見直し等について ・ 区分 I: 国や他自治体等との関係について
第 38 回	平成 22 年 8 月 12 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域懇談会の開催結果について ・ 条例素案の検討及び確認 <ul style="list-style-type: none"> 区分 0: 前文について 区分 1: 区民の定義について
第 39 回	平成 22 年 8 月 19 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案の検討及び確認 <ul style="list-style-type: none"> 区分 0: 前文について 区分 6: 住民投票について 区分 7: 地域自治について その他検討等を要する事項 ・ パブリック・コメントについて ・ 条例素案の取りまとめについて
第 40 回	平成 22 年 8 月 24 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案答申(案)について ・ 条例素案について ・ パブリック・コメントについて

地域懇談会開催概要

1 参加者等について

日程	開催会場	参加者人数 (検討連絡会議委員・従 事職員を除く)	参加者総数	司会	挨拶	説明	他の参加委員
8月3日(火)	牛込筆筈地域センター	37人	61人	加賀美委員	高野委員	佐原委員	野尻委員、山田委員、折戸委員
8月5日(木)	戸塚地域センター	41人	60人	土屋委員	根本委員	菅野委員	大友委員、久保委員、木全委員
8月7日(土)	四谷地域センター	26人	51人	樋口委員	針谷委員	小松委員	斉藤委員、あざみ委員、野澤委員
合計		104人	172人				

地域懇談会 会議録 牛込笹笥地域センター

8月3日(火)午後6時～8時 牛込笹笥地域センター
 参加人数 37人 (検討連絡会議委員・区職員事務従事者を除く)

担当 高野委員、野尻委員、山田委員、佐原委員、加賀美委員、折戸委員

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員
 針谷委員、加賀美委員、折戸委員

議会事務局次長

	質問項目	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
1	条例の基本理念	<p>・自治基本条例骨子案・冊子(以下、「骨子案冊子」という)2ページにある基本理念の「に市民権とかかかれているが、区民権ではないか。」</p> <p>先日、「新中央図書館作成委員会(素案)」に参加したが、行政は十名位来ていたが区民は少なかった。新宿区の実態はまだそんなところであり、市民革命の歴史がない日本で市民権という言葉はまだ定着していないと思う。せいぜい住民権ではないか。</p>	<p>6月19、20日の区民討議会の中でも、市民権という文言については分かりづらい、不適切では、という話ができました。自治基本条例検討連絡会議(以下、「検討連絡会議」という)の中でもずいぶん論議したところです。ただ、自治の担い手である区民の定義を、住民に、働く人、学ぶ人、活動する人及び活動する団体を含めることとしたので、区民に限定せず大きな意味での市民とらえて市民権としました。(区民委員)</p> <p>歴史的な背景が薄いので市民権という言葉が定着していない部分はあります。しかし、「新宿区の憲法」として、あえて大上段でかまえるところと考え、市民権にしました。(区議会委員)</p>	笹笥	
2	住民投票	<p>・骨子案冊子15ページにある住民投票について非常に大事なことと思う。これは常設型で考えているのか。</p> <p>また、住民投票の実施方法として、選挙で行う、郵送で行う、投票の申し立てなどの方法があるがどのような形を考えているのか。</p>	<p>住民投票については常設型の仕組みで、検討連絡会議において合意しています。発議者数や投票年齢をどうするかなどについては現在検討中です。住民にとって使いやすい条例にしたいと思います。(区議会議員)</p>	笹笥	
3	その他	<p>・地方自治法と自治基本条例との関係を伺いたい。また、なぜ今、自治基本条例を作るのか。</p>	<p>新宿区の自治基本条例は、地方自治法の規制を受けてつくるものではありません。ただ、議会の設置など地方自治法と関係する部分もあります。</p> <p>先ほどの説明にもありましたが、2000年4月の地方分権一括法により400もの法の改正とともに、国と地方の関係が基本的に「対等」になりました。区独自の行政ができるようになり、区民が主体的に、どのようなことを行政や議会に望んでいくかを明確にしていく仕組みをつくるために、この条例をつくることにしました。(区議会議員)</p>	笹笥	
4	用語の定義	<p>・区民の定義で住民以外に働く人、学ぶ人などを含めているが、住民以外のものが権利を有するのはいかがか。意見する程度であれば良いが権利を与えるのは強すぎる。</p> <p>また、区民の定義に住民以外も含むと議会の定義も変わるのでは。</p>	<p>例えば、まちづくりのルールを決める際には区民外の土地・建物の利権者など、住民登録がなくても権利のある人が参加しています。骨子案冊子の5ページにもあり、区政に参加する権利としては政策立案、事業実施や事業評価をするなどの方法があります。例えば、区内で活躍するNPOや市民グループなどによる「公園づくり」であります。(区職員委員)</p> <p>議会の投票権に関しては、住民票のある住民が対象です。(区民委員)</p>	笹笥	
5	区民の権利	<p>・住民以外の区民は「参加する権利」ではなく、「意見を述べる機会がある」という方がよいのではないか。【意見】</p>		笹笥	

地域懇談会 会議録 牛込笹笥地域センター

8月3日(火)午後6時～8時 牛込笹笥地域センター
 参加人数 37人 (検討連絡会議委員・区職員事務従事者を除く)

担当 高野委員、野尻委員、山田委員、佐原委員、加賀美委員、折戸委員

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員
 針谷委員、加賀美委員、折戸委員

議会事務局次長

	質問項目	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
6	区民の権利	・区税を使った区民の公共サービスを、住民以外の人にも与えることになるが、予算はどう使われるのか。また、具体的な公共サービスの内容はどのようなものか。	公共サービスを受ける権利には、例えば学生が図書館で本を借りたり、区内の会社に勤務する人が区施設を利用するなど幅広くあり、住民でなくても受けることができます。(区職員委員)	笹笥	
7	その他 (条例の見直し)	・三鷹市の自治基本条例は2年で見直すことを定めて、市民の審判を仰ぐ。想定外の事項が出ることも考慮して、新宿区の自治基本条例も見直しができるようにするべきだ。	条例改正の手続き、進行、見直しの年数等については現在検討中です。(区民委員)	笹笥	
8	地域自治	・地域自治区の範囲はどの程度で考えているのか。	自治区の区分については現在検討中です。現在は出張所単位の地域でさまざまな団体が活動していますが、自治区の区分に関しては、誰がいつ定めるのかを検討して、別条例で定めることとなります。(区民委員)	笹笥	
9	条例の基本理念	・自治基本条例の基本理念には障害者も含まれているかが曖昧だ。	法の下平等であるので、あえて書いてはいません。骨子案冊子2ページの基本理念 人権の尊重のなかでも、ひとりひとりを大切にすると示しています。また、前文でも明記していきたいです。(区民委員)	笹笥	
10	用語の定義 (区民の定義)	・区民に含まれている活動団体というのは、区に登録の申し込みをしなければいけないのか。登録をしないと意見を出すことができないのか。	団体の定義については、まだ整理できていません。(区民委員)	笹笥	
11	その他	・4.行政の役割と責務で、区長が不在のとき、この自治基本条例はどうなるのか。	区長が不在の際は、代理規定があります。行政は組織として対応していきます。(区職員委員)	笹笥	
12	職員の責務	・職員の責務のところ、職務の遂行に必要な知識の取得とあるが、障害者の点字や手話通訳なども含むか。	条例では理念を述べることであります。職員研修・教育をしていく中の一環でお話にあった知識の習得も含まれます。(区職員委員)	笹笥	

地域懇談会 会議録 牛込笹笥地域センター

8月3日(火)午後6時～8時 牛込笹笥地域センター
 参加人数 37人 (検討連絡会議委員・区職員事務従事者を除く)

担当 高野委員、野尻委員、山田委員、佐原委員、加賀美委員、折戸委員

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あさみ委員
 針谷委員、加賀美委員、折戸委員

議会事務局次長

	質問項目	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
13	議会の設置	・骨子案冊子8ページの議会の責務に、区民の代表する機関とあるが、ここでいう区民とは選挙権のある住民のことか、それとも自治基本条例でしめす区民か。 10ページの区長の設置と役割の部分でも同様のことがいえる。	ご指摘のとおり、区民の概念に、住民に、働く人、学ぶ人などを含めるのは、論理的には違っています。ただし、この自治基本条例は「新宿区自治のあり様」を決める条例なので、当然に住民が核となりますが、その住民だけではなく、自治をつくる人たちは誰かということに着目し定義をしました。区長も同じで、論理的に選挙法上言われると合わなくなります。(区議会委員)	笹笥	
14	その他 (条例の見直し等)	・説明を聞いて分かったが、今の文章では分かりづらく誤解を招く。この条例を成功させるためには条文や逐条解説に載せた方がよい。 ・この条例は社会実験的な部分もあるので実際に運用していく中で、評価、改善を積み重ねていくことになる。PDCAサイクルで成長させていかなければならない。	他にも誤解を受けやすいところや補足が必要などがありますので、逐条解説はつくります。 条例の見直しについては、現在、見直しを安易に行うことのないよう考えながらつくっていますが、自治法の改正等による影響で条例を改正することもあります。現在4年をこえない範囲で見直すことを考えていますが、時代に遅れずに迅速に対応できるように明確にしていきたいと思えます。(区議会委員)	笹笥	
15	その他 (条例の見直し)	・この条例は社会実験的な部分もあるので実際に運用していく中で、評価、改善を積み重ねていくことになる。PDCAサイクルで成長させていかなければならない。【意見】		笹笥	
16	その他	・現在、区民・議会・行政で検討しているというが、「マンション建設」について行政に相談に行ったが相手にされなかった。行政・議会での話し合いの場がなく、不信感をもっている。この条例で、そういった窓口を検討しているか。	陳情・請願等について議会でも受付けておりますが、自治基本条例においても、そういったケースへの取り扱いについて現在検討中です。(区民委員) お話にあった「南檀町の件」は地権者も含め、現行制度での地区計画・まちづくりの問題であり、都市計画法で定められているものです。(区職員委員)	笹笥	
17	用語の定義 (区民の定義)	・この条例骨子案では、自治の担い手とは住民以外の人たちが入っているが、その「根拠」を知りたい。 区民の定義に、法人や区民外の人たちも入れているが、区は住民より法人や区民外の人たちを優先している気がする。 自治の担い手として区民外の人たちや外国人などを配慮するのはいいが、「区民」は住んでいる人だけでいいのでは。理念としてもおかしいと思う。	一つの理念として考える場合、自治の担い手は、夜間人口30万人の住民と昼間人口80万人のさまざまな人たち、活動者も含めます。本条例は理念条例であり、夜間・昼間人口の両方で自治を考えていくこととしました。 区民の定義に通勤者やニューカマーを含むのか、「住民のとらえ方」を含めているの検討してきました。ただ、自治というのは住民だけでなく、自治を担っていくという気持ちを持つ人達を含めようという気持ちで、緩やかな「区民」を考えました。(区民委員)	笹笥	

地域懇談会 会議録 牛込笹笥地域センター

8月3日(火)午後6時～8時 牛込笹笥地域センター
 参加人数 37人 (検討連絡会議委員・区職員事務従事者を除く)

担当 高野委員、野尻委員、山田委員、佐原委員、加賀美委員、折戸委員

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あさみ委員
 針谷委員、加賀美委員、折戸委員

議会事務局次長

	質問項目	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
18	その他	・11月には区長選、そして議会の改選も続く時期だが、この自治基本条例はいつ制定する予定なのか。 また、検討中の事項が多いが、これから、もう1回地域懇談会は開催されるのか。	第3回定例会で制定する予定です。 検討中の項目については、今回の懇談会の意見も取り入れてさらに検討していきます。地域懇談会は時期的に間に合わないのですが、条例制定をしたら、改めて各地域でこの説明会を開催していきます。(区職員委員)	笹笥	

地域懇談会 会議録 戸塚地域センター

8月5日(木)午後6時～8時 戸塚地域センター
 参加人数 41人 (検討連絡会議委員・区職員従事者を除く)

担当 土屋委員、大友委員、根本委員、久保委員、木全委員、菅野委員

出席者 高野委員、大友委員、土屋委員、野尻委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、菅野委員、

	カテゴリー	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
1	条例の基本理念	・基本理念の「は何故区民主権ではなく市民権なのか。」	市民権の市民は全世界共通の言葉である。区は区民主権、町は町民主権、村は村民権、県民主権、道民主権となるが、市民権にはすべてが含まれています。区民主権というと新宿区に限ってしまうが、全世界共通で通用する市民権という言葉を使い、住民が本来持っている民主主義の権利を表現しました。(区議会委員)	戸塚	
2	条例の目的	・条例の基本的な考え方の「自治の実現を図ることを目的とする」とあるが、どんな自治を目指すのか。	基本理念に書いてあることが説明になります。自分たちが住んでいる地域、自分たちが暮らす地域社会を自分たち自らの手で自分たちの意思と責任をもって、それぞれの地域特性を活かしながらかつめていく事を基本として、地域の課題を解決していく、そのような自治を目指していきます。(区議会委員)	戸塚	
3	議会の責務	・議会の責務、議員の責務について、区民を代表する機関、区民を代表してとあるが、区民の定義には学ぶ人、働く人、地域の団体も含まれている。選挙権のない人の代表というのは整合性がないのではないか。	区民という言葉は自治用語で住んでいる人が区民となります。それでは31万住民で新宿の町を作るのかという、NPOなどで町づくりなどにかかわってきた人々を排除するのかという議論になります。選挙法上ということと言われると合わなくなるが、何とか良い言葉で31万住民を中心として80数万の働き学ぶ人々と町を作る表現が出来ないだろうかということで区民の定義について考えました。(区議会委員)	戸塚	
	議員の責務				
4	区民の権利	・住んでいる人の区民としての権利と働いている人などの昼間人口の人の権利、それに重さをつけるという方法もあるのかと思う。対等だと昼間人口の多いので、住んでいる人より働いている人たちの権利が重くなるのでは。	地域の課題をどのように住む人たちの考えで解決できるかが基本。それは住民以外の人の力を借りなければ出来ません。言葉の表現で軽重をつけるのではなく、例えば住民投票に参加できるできないということで軽重はついていると考えています。(区職員委員)	戸塚	

地域懇談会 会議録 戸塚地域センター

8月5日(木)午後6時～8時 戸塚地域センター
参加人数 41人 (検討連絡会議委員・区職員従事者を除く)

担当 土屋委員、大友委員、根本委員、久保委員、木全委員、菅野委員

出席者 高野委員、大友委員、土屋委員、野尻委員
根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、久保委員
針谷委員、木全委員、菅野委員、

5	区民の権利	・働いている男女にどのように区政に参加する権利を保障するのか。	権利を行使する機会を保障するのは難しいが、地域参加・貢献というのは、出て行って参加する方法以外にも、機会をつくって意見を言ったり表明するののも一つの参加です。あるいは、寄附をするというのも一つの参加の意思表示。そういった多様な方法でそれぞれの方の意見を区政に反映させていきます。理念としてはそういったことが可能だと考えています。(区職員委員)	戸塚	
6	区の行政機関の役割と責務	・区の行政機関の役割と責務の「持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない」とあるが、弱者にとってはもっとサービスが必要と思うがこの点どうか。	基本条例のなかで役割と責務が定義されており、自分たちが地域のなかで何ができるかできることはやっていく、それに伴って、責任も出てくるということを定義しています。行政全般的にいえば、提供するだけでは地域の秩序を作るのは難しいのではないかとこのことこのように表現しています。(区職員委員)	戸塚	
7	用語の定義	・区民の定義と議会との関係は整合性が取れないと思う。別に条例をつくらなければいけないと思うがどうか。	一つ一つの問題については個別条例をつくっていきます。基本条例はこれからの新宿区をどうしていくかという理念を定めるものです。住民投票についても住民投票条例を定めるし地域自治も推進するとなっており、今後条例を定めます。すでにある条例については基本条例に沿って訂正が必要なものは訂正します。議会についていえば、議会基本条例をつくるか、つからないか含めて議論をしています。 住民の代表か区民の代表かということは、新都心構想や東西自由通路をどうするか、そういうことを決めるのも議会の仕事、31万区民に選挙されたが、住民の利益はもちろん新宿に来る全体の人の利益を考えてもいるということこのように表現としました。(区議会委員)	戸塚	
8	地域自治	・地域自治について何年以内に条例をつくるか基本条例に入れたらどうか。	何年以内と回答できる状況ではないが区民、議会、行政の3者でスピーディーにつくっていきます。(区職員委員)	戸塚	

地域懇談会 会議録 戸塚地域センター

8月5日(木)午後6時～8時 戸塚地域センター
 参加人数 41人 (検討連絡会議委員・区職員従事者を除く)

担当 土屋委員、大友委員、根本委員、久保委員、木全委員、菅野委員

出席者 高野委員、大友委員、土屋委員、野尻委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、菅野委員、

9	その他	・新宿区基本構想は平成37年まで、総合計画は平成29年度までに なっている。せめて、平成37年までにどういう順番でどういうふう にするかということは、職員も議員も考えてほしい。	区が基本構想・総合計画をつくるに当たっては、300人を超える区民の方に参加い ただいて、区民会議の中で検討していただきました。その提案を受けて、平成37年ま での基本構想、29年度までの総合計画を策定しました。さらに実行計画を定めて、 決められた理念に基づいて取り組んでいるところです。そういうことも広く皆様にお知 らせしていきたいと思います。 (区職員委員)	戸塚	
10	その他	・具体的な条文がないとよくわからない。条文づくりを区民参加で やってはどうか。	地域懇談会でのご意見やパブリックコメント、アンケート、区民討議会などのご意見 を踏まえて、素案を作成して皆様にお知らせしていきます。 また、連絡検討会議の中でしっかりと検討してまいります。 (区職員委員)	戸塚	
11	地域自治	・地域自治区・地域自治組織については、非常に重要なことである。 行政、区議会ですっかりと考えてほしい。	区民の皆様にとってどのような地域自治組織がよいのか。三者(区民・議会・行政) で十分に議論をしていきます。 (区職員委員)	戸塚	
12	その他	・区民会議の後継組織をつくってほしい。 区民会議は、ジャンル別に6つに分かれていて、専門の方がいるの で、是非活用を考えてほしい。	今後の参考とさせていただきます。 (区民代表委員)	戸塚	
13	その他	・この骨子案は、大部分が憲法や法律にある当たり前のことではな いか。	当たり前のことをあえて書くことによって、自覚とみんなでがんばりましょうというメッ セージを含めています。 また、最高規範の条例ということで、基本的なことを書かせていただいています。 (区職員委員)	戸塚	

地域懇談会 会議録 戸塚地域センター

8月5日(木)午後6時～8時 戸塚地域センター
 参加人数 41人 (検討連絡会議委員・区職員従事者を除く)

担当 土屋委員、大友委員、根本委員、久保委員、木全委員、菅野委員

出席者 高野委員、大友委員、土屋委員、野尻委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、菅野委員、

14	地域自治	・地域自治組織こそ、必要だと思う。どのような議論があったのか。また、どのような条例をいつまでにつくるのか、はっきりさせておくべきではないか。スケジュールを教えてください。	実行計画では、自治基本条例の中で、地区協議会の位置づけ・役割を明確にするということになっています。三者の議論の中で、地区協議会をそのまま地域自治組織として書き込んでよいものかという慎重論が出ました。別の条例で定めるとすることで、三者で改めて検討していこうということになりました。期日につきましては、明確にお示しできませんが、少しでも早く個別条例を定めたいと考えています。(区職員委員)	戸塚	
15	区民の権利	・区意(区民の意見)を、区政に反映させているか。	区意(区民の意見)を反映させてやってきたと思っています。(区議会委員)	戸塚	
16	住民投票	・全体として、当たり前のことが当たり前に書いてあるという印象が強い。住民投票や地域自治について、もっと検討していただきたいという気持ちがある。	住民投票と地域自治については、これまで相当議論をしてきました。住民投票につきましては、どこまで書き込むか。これからも議論して最終判断していきます。地域自治につきましては、地域の特性ある自治区をつくっていくことを次の世代に委ねたいと思っています。(区議会委員)	戸塚	
	地域自治				
17	区民の権利	・「区民の権利」の中で、「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。」とあるが、具体的にはどのような意味なのか教えてください。	「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。区政に関する情報を理解するには、学ぶ権利を保障することも重要と考えています。(区議会委員)	戸塚	
18	用語の定義	・「区民の定義」で、住民だけでなく、新宿区で活動している人を正式に区民として認めていただいたということは、画期的な条例であると評価している。【意見】		戸塚	

地域懇談会 会議録 四谷地域センター

8月7日(土)午後2時～4時 四谷地域センター
 参加人数 26人(検討連絡会議委員、区職員事務従事者を除く)

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、野澤委員

議会事務局次長

カテゴリー	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
1 条例の基本理念	・自治基本条例骨子案・冊子(以下、「骨子案冊子」という)2ページ基本理念の「市民主権」とかかれている。先日の地域懇談会で「市民主権」という言葉を使う理由として未来志向的という意味合いだと説明があったが、「住民主権」と明記して、最終的には住民が決めるという形にしてほしい。自治基本条例を制定している杉並、中野、豊島、足立、文京など他区と比較しても、「市民主権」とうたっている区はない。	区民検討会議の中でも意見のあったところです。「市民主権」と書いてありますが、区民が自治の担い手、主人公という内容です。市民は理念として大きくとらえ、前文などにその位置付けをのせていきたいと考えています。(行政委員) 区民検討会議の意見なども踏まえ、検討連絡会議でさらに検討した結果、現在、「区民主権」にするという方向になっています。(区議会議員)	四谷	
2 用語の定義	・骨子案冊子4ページ区民の定義に、「新宿区に住所を有する者」とあるが、「新宿区に住所を有する者(住民)」と後ろに入れて、あくまでも住民が中心であることを明確にすべき。	『「住所を有する者に、」の後ろに「働く者」「学ぶ者」「活動する者及び活動する団体」を加え』という表記にして住民と並列ではなく、区別しています。消防団や青少年育成委員会などいろいろな団体に、在勤者や近隣区の住民が参加するなど、住民以外の方が、住民とともに活動しています。そういう人たちも大事な区民になります。区民の定義については、かなりの時間をかけて検討してきました。(区民委員)	四谷	
3 住民投票	・骨子案冊子15ページ住民投票の(2)の説明文の中で「また、住民からの発議要件を満たした請求があった時には、必ず住民投票を実施したい」と記載があり、常設型をつくらなければならない。この住民投票は23区では画期的なことであり、ぜひ常設型と明記してほしい。【意見】 ・世界の趨勢は、18歳以上であり、ぜひ投票権者は18歳以上の住民としてほしい。【意見】		四谷	
4 住民投票	・新宿区自治基本条例のための区民討議会議実施報告書(以下、「実施報告書」という)13ページにある「住民投票」についての意見がいろいろ出ている。私だったら学区制と学校選択制について取り上げ、住民投票により、住民の意思で決めてほしい。【意見】		四谷	
5 用語の定義	・骨子案冊子4ページの「区民の定義」について、住民が上なら、条文ではっきりと明記すべき。区民として、「新宿区に住所を有する者」、準区民として、「働く者、学ぶ者、活動する者及び合法的に活動する団体」と定義すべき。活動する団体というと、暴力団等も含むので、合法的に活動する団体とすべきだ。【意見】		四谷	

地域懇談会 会議録 四谷地域センター

8月7日(土)午後2時～4時 四谷地域センター
 参加人数 26人(検討連絡会議委員、区職員事務従事者を除く)

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、野澤委員

議会事務局次長

カテゴリー	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
6	区長の設置と役割	選挙を経て任務に就くという意味で使いましたが、他の適切な言葉に置き換えられるか検討します。(行政委員)	四谷	
7	区民の権利	一般的には、行政が提供するサービスと捉えられることが多い。条例の説明の中でも、多様な主体と協働してと言っており、公共サービスについても、NPO活動や住民あるいは区民自らの行動により提供されるサービスも含めて幅広い公共サービスと捉えています。(行政委員)	四谷	
8	用語の定義	新宿区に住所を有する者は住民であり、外国人が新宿区に外国人登録していれば住民となります。新宿区の個性については、歴史的、文化的な経緯や、みどりがあったり、高層ビル群があったりします。そういう個性的なものを前文などに入れていきます。(行政委員)	四谷	
9	条例の位置付け	先日、行われた検討連絡会議では、「4年を超えない期間ごとに、見直し、検討する」という方向になっています。(区議会委員)	四谷	
10	職員の責務	骨子案冊子12ページ「職員の責務」で、職員の倫理について多く書かれているが、職員は一生懸命勉強して、努力するということが書かれていないように見える。まずは「職員は、区民のために働く」という文言を入れるべきである。	四谷	
11	住民投票	住民投票については、常設型として、一定の要件を満たせば、住民投票できる制度を構築していきたい。(区議会委員)	四谷	

地域懇談会 会議録 四谷地域センター

8月7日(土)午後2時～4時 四谷地域センター
 参加人数 26人(検討連絡会議委員、区職員事務従事者を除く)

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、野澤委員

議会事務局次長

カテゴリー	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
12 その他	・実施報告書26ページ「区民討議会」の参加者の内訳を知りたい。議員なのか、一般の区民なのか、職員なのか、また、商業地に住んでいる人なのか、住宅地に住んでいる人なのかなど、どの地域の人なのか知りたい。	区民討議会の参加者には、本人の承諾を得て氏名のみを公表しています。地域などは、参加者の属性として、実施報告書23～25ページに記載しています。また、参加者は、区内に住所を有する者から無作為抽出された区民で、職員、議員は対象外としています。(事務局)	四谷	
13 用語の定義	・区民の定義の中には、日本人と外国人が混在している。以前、区長へのハガキの回答では、日本人区民と外国人区民と区別して説明をしていた。一般の区民には分かりにくい。きちんと区広報や区ホームページで知らせるべき。	説明の中で分かりやすく使ったことがあるのかもしれませんが、区では日本人区民と外国人区民といった分類はしてはいません。(行政委員)	四谷	
14 その他	・自治については重要とみなさん感じている。区民討議会の参加率を見ても、関心が高いことがうかがわれる。区民討議会の様子やどんなことが話し合われたのか、教えてほしい。	実施報告書3ページ以降にも書いてありますが、普段はなかなかこのような場に参加できない方、サイレントマジョリティーの意見を把握するために区民討議会を行うことにしました。住民基本台帳等から無作為抽出した18歳以上の1,500名の区民のうち、参加申込のあった156名から、抽選で60名を選任しました。当日は実施報告書6ページのプログラムの通り行われましたが、各グループとも活発な意見が出ました。今後もこのような手法を取り入れていきたいと思います。(行政委員)	四谷	
15 その他	・NPOが新宿区内に活動拠点を置くことで、何かメリットはあるのか。	新宿NPOネットワーク協議会に属しているNPO団体はたくさんあります。新宿区は、日本の中心、東京の中心であり、市民活動していく上で、情報発信の地であり、また、いろいろな情報が集まってくる地でもあり、多くのNPOが事務所を構えて、活動しています。そういう意味で、新宿区は他自治体にはない特性があります。この新宿区でいろいろな人と関りながら活動していきたいと思います。(区民委員)	四谷	
16 区民の責務	・町会の人、町会費を払っている。商店会は、最近、商店街ではフランチャイズが進んでおり、そのフランチャイズのお店は商店会費を払っていないことが多い。このような人も区民と定義している。区民の責務はどのように考えているのか。区民検討会議では、何か検討されたのか。	区町会連合会では、商店会と連携してともに活動していきたいと考えています。フランチャイズ店は、商店会活動になかなか参加しないなどの課題がありますが、私たちは区民と考えて一緒に活動していく努力をしています。(区民委員)	四谷	
17 条例の目的	・骨子案冊子1ページ(2)説明文の6～7行目に「これは、基本的人権が、憲法で定めてから、はじめて認められるということではなく」とあるが、どういう意味か。	人権は生まれもっているものです。憲法が定めたから、人権ができたものではありません。自治基本条例で定めたから、自治の基本理念があるのではなく、自治の基本理念は元来あるものです。(行政委員) 人権も元来あるものです。例示として出しているもので、上の文章を説明するためのものです。説明文の書き方で誤解を生じるのなら、検討します。(区議会委員)	四谷	【意見】 についてはパブコメで回答していく。

地域懇談会 会議録 四谷地域センター

8月7日(土)午後2時～4時 四谷地域センター
 参加人数 26人(検討連絡会議委員、区職員事務従事者を除く)

出席者 高野委員、大友委員、斉藤委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員
 根本委員、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
 針谷委員、木全委員、野澤委員

議会事務局次長

カテゴリー	参加者の意見・質問要旨	回答要旨	地域	備考
18 区民の権利	・骨子案冊子5ページ(1)「区民の権利」、「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」はいらぬ。また、「(3)その他」の説明はおかしい。学ぶ者が一生涯、新宿で学ぶとは限らないのでは。【意見】		四谷	
19 議会の設置	・骨子案冊子7ページ「議会の設置」で「区に区民の代表機関として、議会を置く」について、区民ではなく、住民とすべき。選挙権があるのは住民である。【意見】		四谷	
20 地域自治	・骨子案冊子16ページ「地域自治」で「区は、一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける」とあるが、どういふことを予定しているのか。例えば、地域センターごとなのか、学区制では、小中学校は地域の学校である。小中学校を通じた地域もある。学校選択制にしたら、地域の連帯が失われてきていることもある。	地域自治区については現在、検討中です。区民検討会議では「区分を設けなくてもいいのでは」という意見もありました。検討連絡会議では地域センター10所あり、それを基盤としたほうがよいという意見もあります。地域自治区を設けることは、骨子案冊子16ページ「地域自治」の「区の行政機関は、地域自治を推進するため必要な措置を講じるものとする」の部分と関連しています。区分を決めないと、補助金等の必要な措置ができないということになりかねません。(区民委員) 今ある10所の地域センターを踏まえての議論と、牛込、四谷、淀橋という区分、あるいは、学区という区分もあります。まだ、決まっています。別の条例に委ねています。(区議会委員)	四谷	
21 職員の責務	・(仮称)自治基本条例の(仮称)がとれるとどういふことになるのか。(仮称)新宿区自治基本条例とあるが、今後、条例ができた場合、職員と話しあう時に、条例にこう書いてあると言いたくなることもある。そういふふうに使ってもいいのか。	自治基本条例に心えるべく、真摯に取り組んでいます。区民の期待に応えられるように、一生懸命頑張っていきます。(行政委員) 同じことが、区民にも、議会にも、お互いに言えます。自治基本条例ができたなら、これを一つの材料として、新宿区をみんなで運営していけたらよいと考えます。(区民委員)	四谷	

(仮称)新宿区自治基本条例骨子案に対するパブリックコメントについて

パブリックコメント実施期間

平成22年7月15日から同年8月11日まで

意見の件数 30件

意見提出者数 10人

(仮称)自治基本条例骨子案 パブリック・コメント

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
1	条例の基本理念	<p>1条例の目的(2)(1)の説明文について 新宿区創設の当初ではなく、何故いま、自治基本条例を制定する必要があるのか、不文法であったものを成文化したものなのかの説明が足りない。</p> <p>2条例の基本理念 (1)骨子案基本理念 ・「人権の尊重」を「基本的人権の尊重」にすべき ・「新宿区は人権を尊重し、」を「基本的人権を尊重し、」にすべき ・「ひとりひとりを大切にする区政を行う。」を「ひとりひとりを大切に、おもいやりのある区政を行う。」にすべき 市民主権 ・「区民が主人公」を「区民が主体」にすべき</p>	<p>1自治基本条例制定の必要性について、説明文に加えしました。</p> <p>2(1) 人権は、人間が人間として、生まれながらに持っている権利です。新宿区の自治のあり方を定める本条例の制定にあたって、新宿区はこの人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする区政を行うことを改めて規定するものです。ご質問の「おもいやりのある区政」については、「ひとりひとりを大切にする区政」の中にその考え方が含まれています。 議会でも、行政でもなく、区民が中心となった自治の実現を図るため、条例素案では「区民が主人公」を「区民が主役」に変更しました。</p>	7月18日
2	条例の目的	<p>1条例の目的(2)(1)の説明文について 指摘箇所「これは、基本的人権が、憲法で定めてから、はじめて認められるということではなく、元来、基本的人権はあるということと同様の趣旨です」これはおかしい。憲法第11条を基本とすべきであり、これでは、日本国の最高法規である日本国憲法と同等の扱いになり法治国家の基本がゆがめられる。</p>	<p>人権は、人間が人間として、生まれながらに持っている権利です。憲法で定められてから、はじめて認められるということではなく、元来あるということです。 自治の基本理念について、このことと同様ということを記載したものです。</p>	8月2日
3	条例の位置付け	<p>制定、改廃のみならず既存の条例にも遡及すべきである。</p>	<p>既存の条例が本条例の本旨にそわない場合、整合を図ります。</p>	8月2日
4	用語の定義	<p>(区民の定義) 新宿区に住所を有する者(A)に、新宿区で働く者(B)、学ぶ者(C)、活動する者(D)及び活動する団体(E)を加えた者をいう。 B、C、Dは年齢は問わないのか。Eは「合法的に活動する団体」とすべきである。</p>	<p>本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。新宿区の自治を推進するためには新宿区に関わるすべての主体の参加を得ることが大切であり、働く者、学ぶ者、活動する者の年齢は問いません。また、団体に限りませんが、「合法的」であることは、自明のことと考えています。</p>	8月2日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
5	区民の権利	区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。上記No.4(区民の定義)に記述したB、C、D、Eは生涯区民とは限らない。住民にするか、削除すべきである。	新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者、活動する団体が新宿区を離れれば条例で定義するところの「区民」でなくなります。反対に新宿区で生活したり活動する限りは、区民となりますのでその間について「学ぶ権利」を有することを規定しています。	8月2日
6	区民の権利	説明文(3)その他の記載について ここで「区民」という表現を使うのは住民を愚弄している。考え方を再度検討してほしい。また、新宿区内で学んでいるものが、生涯、新宿区で学ぶと考えるのは無理がある。	説明文中、「自治の担い手としての区民」との表現については、議論を尽くした結果です。「住所を有する者」である住民の権利が固有のものであることは勿論のことです。しかし今日では、新宿のまちづくりや区政運営は、新宿区で活動する方々や団体の協力が不可欠です。様々な立場の人々が力を集めて新宿のまちをつくっていきという思いを表現したものが今回の「区民」なのです。勿論そこには責務が伴うのは当然であり、その規定も入れています。 また、「生涯にわたり学ぶ権利を有する」に係る対象は、当然区民です。区民の定義では、現に新宿区に住所を有する者並びに新宿区で学ぶ者、活動する者、活動する団体と規定していることから、新宿区を離れれば条例で定義するところの「区民」ではなくります。区民の権利の規定は、新宿区で生活したり活動する間について「学ぶ権利」を有することを規定しているものです。	8月2日
7	議会の設置	区に区民の代表機関として議会をおく。住民以外の区民は区議会議員になれないので、この表現は再考を要する。(例)区に住民の代表機関として、議会を置く。 例えば、渋谷区に住民票があり、新宿区の大学で勉強している者は、2つの同次元の特別区の代表機関である議会のもとで生活することになる。これこそ二重区民である。不条理であると考えるのは私だけであろうか。	本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としました。	8月2日
8	議会の設置	1議会の設置(2)-(1)の説明 また、ここでいう「区民の代表機関」とは、この自治基本条例は理念的な条例であることから、住民に限定せず、区民の意思を代表する機関として象徴的に捉えています。この表現は地方自治法を逸脱したものであり、受け入れられない。	本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としました。	8月2日
9	区長の設置と役割	区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行われなければならない。選挙権があるのは新宿区の住民だけである。「住民」にすべきである。	区長は、選挙に基づき選ばれますが、その職責や行動は、未成年者などの選挙権の無い住民をはじめ、新宿区で活動する者等、その他の区民にとっても大きな関わりがあります。そのため区長は、有権者はもちろん、これらの区民の生活実態や期待、要望などを踏まえて区政運営を行うことを規定しています。	8月2日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
10	区長の設置と役割	<p>1区長の設置と役割 区長の役割としては、区長は、選任された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しました。「選任」の意味をどう解釈しているのいるのか。 以下、広辞苑第六版から。 『ある人を選んでその任に就かせること。〔例〕「委員会を選任する」というように使う』 ここで言う「選ぶ」とは住民による「選挙」ではない。 昭和27年、地方自治法の改正により、区長は公選制から都知事の同意を得て区議会が選任する議会選任制に改められた。 昭和50年、地方自治法の改正により、区長は再び公選制となった。 説明文が説明になっていないのである。訳が分からなくなるような説明はしない方がよい。</p>	<p>ご指摘のように意味がわかりにくい点を考慮しまして、「選任」を「選出」に修正しました。</p>	8月2日
11	用語の定義	<p>(区民の定義) 新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えた者をいう。区民を「区民」と「準区民」に分類して定義する。この前のページ、このページ、後のページも「区民」を「区民及び準区民」と表現すべき箇所が多い。 (区民の定義)新宿区に住所を有する者。 (準区民の定義)新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び合法的に活動する団体を加えた者。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことから、区民の定義をしたもので、区民と準区民というような区別をする考えはありません。</p>	8月3日
12	用語の定義	<p>4用語の定義(2)(1)説明 住民でない者を区民とすることについては、多くの時間をかけて議論したところですが、新宿区の自治を推進するためには、新宿区に関わるすべての主体の参加を得ることが大切なことから、本条例における区民の定義をこのようにしました。 「住所を有する者に、働き、学ぶ、活動する者及び活動する団体を加えた者」 、 再考、再検討を要する。純粹新宿区民としては受け入れられない。</p>	<p>新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。</p>	8月3日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
13	その他	<p>根幹である部分がまだまだ検討中とのことだが、理想は高くても良いので共感の持てる民意を反映した条例になることを心から希望する。 時間と税金を有効に使ってほしい。</p>	<p>自治基本条例の検討にあたって、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。このやり方の良さは、それぞれの立場の違いがわかり、それがわかった上で歩み寄るという、討議の基本に沿った結果を得られるということです。このほかにも、区民の皆さまの参加として、無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広くご意見をいただいています。こうしたご意見を反映し、より良い条例としてまいります。</p>	8月5日
14	用語の定義	<p>「区民の定義」について今しっかりと議論しないと様々な問題が起こると思う。「区民の定義」は非常に重要なので再度検討して素案を作成してほしい。</p>	<p>区民の定義については、多くの時間をかけて議論してきました。新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。</p>	8月7日
15	区長の設置と役割	<p>区長は、<u>区民の信託</u>にこたえ、公正で公平な区政運営を行わなければならない。信託という熟語を使うのは日本語として理解できない。</p>	<p>区長は、重い職責を持ち、その言動は住民をはじめ新宿区で活動する者など、多くの区民に多大なる影響を与えます。多くの区民は、様々なかたちで区政に関わりを持ち、その責任者である区長には、最善の区政運営を期待していると言っても過言ではありません。そのため区長は、これらの区民の生活実態や期待、要望などを踏まえて区政運営を行うことを規定しています。</p>	8月8日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
16	用語の定義	<p>「(仮称)新宿区自治基本条例」の違憲性について 本条例案は、区民を自治の担い手とし、区長及び議会は区民の代表機関とすることとしているところ、ここでいう「区民」は、住民に加えて新宿区で働く者、学ぶもの、活動するもの及び活動する団体とし、区長及び議会は、この「区民」の代表とすることとしている。</p> <p>しかしながら、地方自治を定める日本国憲法第8章は、地方自治の担い手・主体は住民であるとして、住民がその長及び議員等を直接選び、更には当該団体にのみ適用される法律は住民の直接投票によりその意思を確かめることも規定されている。</p>	<p>本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。新宿区長及び新宿区議会議員が選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれていることはご意見のとおりです。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としたものであり、住民の権利を制限したり、侵害したりするものではありません。</p>	8月8日
	議会の設置	<p>この憲法の規定は、明らかに、地方自治は其の住民の代表者により、其の住民の意志によって運営されるべきものであり、地方自治体の長及び議会は、「住民」の代表であり、地方自治体の長及び議会は、その住民の意思を基に地方自治を行っていくべきことを宣言しているものである。</p> <p>そしてこの考え方は、これまでの幾多の判例において、また憲法学者の見解において地方自治の諸問題を考察する場合の当然の解釈として、全く異論のない確定したものとなっている。</p>		
	区長の設置と役割	<p>本条例案は、住民以外の新宿区で働く者等を地方自治の担い手であるとし、地方自治体の長及び議会を住民以外を含む「区民」を代表すると規定することによって、明らかに、日本国憲法の上記規定に真向から反し、憲法で保障された住民の地方自治にかかる憲法上の権利を制限・侵害するものとなっている。</p> <p>本条項は、即刻廃案にすることとされたい。</p>		
17	その他	<p>本条例案にかかる住民意見の聴取について 本条例案は、上記のごとく憲法違反の規定に違反するばかりか、ただ一度の住民説明会を開催するだけで立法化しようとしている。</p> <p>地方自治の主体を誰にするかは、上記憲法の規定をしばらく置くとしても、地方自治の仕組みの最も重要な部分であり、これまでの新宿区の地方自治の主体者であった「住民」の更なる討議と承諾が必要である。</p> <p>私は説明会に出席して初めてその内容を知り、驚愕している。この条例案は再度全住民に資料を配布し、その上で、さらなる住民説明会等を数多く開催し、住民の意思を確かめるべきである。</p> <p>地方自治の唯一の担い手たる「住民」として、その様に要求する。</p>	<p>自治基本条例の検討にあたり、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。このやり方の良さは、それぞれの立場の違いがわかり、それがわかった上で歩み寄りという、討議の基本に沿った結果を得られるということです。このほかにも、区民の皆さまの参加として、無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広くご意見をいただいています。こうしたご意見を反映し、より良い条例としてまいります。</p>	8月8日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
18	住民投票	住民の直接投票の要求について 本条例は、上記記載のごとく他の自治体の自治の基本的枠組みと大きく異なり、新宿区独特のものとなる。しかも今後の住民の権利に大きく影響を与える。 したがって憲法第95条の趣旨に基づき、新宿区に直接投票制度が存在しないならば直接投票制度をまず整備し、その上で、住民の直接投票を実施するよう、要求する。	直接投票(住民投票)の制度については、自治基本条例において基本的な枠組みを決め、その他の部分については別条例で規定します。	8月8日
19	用語の定義	タイトルが、みんなで考えよう云々と謳っているのに、随分少数人数で骨子案を作り上げた感がある。それと検討会の時間が短すぎる。もっと真剣に、議論を重ねていくべきだ。区民の定義からして、不満足である。	区民の定義については、多くの時間をかけて議論してきました。新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。 自治基本条例の検討については、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。このやり方の良さは、それぞれの立場の違いがわかり、それがわかった上で歩み寄りという、討議の基本に沿った結果を得られるということです。このほかにも、区民の皆さまの参加として、無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広くご意見をいただいています。こうしたご意見を反映し、より良い条例としてまいります。	8月8日
	その他	主権が区民と言う割に、作成に当たってもっと多くの区民に周知徹底させてから、検討会を行う必要がある。 普段から行政が区民の方を向いて仕事をしていれば、こんな事は書かないで済む筈である。		
20	区民の権利	条例案では新宿区の住民以外に「加えた者」を含め「区民」という用語を使うとしているがその場合は「住所を有する者」と「加えた者」の扱い区分けを権利・義務の上で明確にした条例案となるように作っていただきたい。 条例案の「住所を有する者」はご承知のように地方自治法・第2章「住民」、第4章「選挙」、第5章「直接請求」など地方自治固有の権利がある一方、条例案の「加えた者」にはこれらの権利はないと判断されます。この点を条例上で明確につらぬいて条文を作ってほしい。そうでないといろいろな困難や誤解が生まれてくると思う。	新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、いわば「わがまちの憲法」としての位置付けになります。そのため、区民の権利・義務については、基本的な方向性を指し示す内容で規定し、具体的内容や住所を有する者その他の者との差異などを規定するものではありません	8月10日
	区民の責務			
21	議会の設置	「議会の設置」(案文7頁)で議会を「区民の代表機関」としているのは「住民の代表機関」の誤りではないでしょうか。この「説明」では「区民代表機関」とは「この自治基本条例は理念的な条例であることから、住民に限定せず、象徴的に捉えています」とありますが「理念的」であるからこそ、「象徴的」ではなくあいまいにせず、厳密にしておくべきだと思う。	本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例です。区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって、選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体も、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わる必要があるとの考えからこのような表現としました。	8月10日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
22	用語の定義	区民の範囲を新宿区基本構想とも重なる定義とのご説明だが、基本といえども「条例」である以上、「構想・計画」よりも明確な規定が求められる。	新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となるのが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、区民の定義をしたものです。	8月10日
23	区民の権利	区民の範囲を総括的にとらえることは、それなりに意味があると認めるが、それだけに、特に活動する企業やNPO等の「団体」加えとした場合、「区民の責務」の項が特に重要となる、ここに「多くの意味合いを込めました」とするご説明では、その団体が責任をとれるのか、取ってくれるのかということで、後々問題を生ずる懸念があるのではないかと。	区民の定義の対象になる「団体」が関わる区政の取組み等については、ご懸念の主旨を踏まえて今後とも適正な運営を実施していきます。	8月10日
	区民の責務	区民討議実施報告書でこれまでの経過も拝見したが、この点で、私ども区民に不測の不利益が生じないように議会等においても検討いただき、区政の適正なる運営をお願いしたい。		
24	その他	私が住むまちの現在と未来を考え提言したい。具体的には「大久保1,2,3丁目、百人町1,2丁目を中心にその周辺地域」についてだが、新宿区全域に及ぶ問題であると思う。 「まちが汚い！」こんな「都市 街 まち」は未来に継承できない。特に新大久保～大久保界隈にかけての街の汚さ、心地悪さについて憤りを思う日々の体験から、 「美の基準」と「街のマナー」の条例制定 「自然と共生する都市 - 街」の基準づくりの条例化を提言したい。 私は一市民として、自分たちの住む都市 - 街 - まちを美しく心地よいものしていきたいと強く願っており、心ある多くの方とともに進んでいきたい。	新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、活動するまちです。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をより良くするためには何が必要かを考え、その実現に向けて自発的に行動すること、地域づくりを愉しむことが、これからの新宿区の自治にとって、とても大切なことです。自治基本条例は、「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、区議会、区長の責務等を定め、さらなる自治の実現を図ることを目的としています。 ご提案の新しい条例の制定などについては、別の機会で検討することとしますが、ご提案の趣旨を踏まえ、これからの新宿区の自治や地域の課題解決のため、様々な主体と連携してまいります。	8月11日
25	条例の位置付け	自治基本条例は国の憲法に相当します。従って表現は明確にすることが望ましい。基本理念 市民主権は国民主権に相当する。市民という曖昧な又工的表現ではなく住民主権とすべきである。地域の諸問題は地域住民の多数意見で決めるということである。なお、区民主権の考えもあるようだが、この場合、区民の定義中の活動する団体をどのように考えるのか。	骨子案の基本理念 市民主権は、住民が本来持っている民主主義の権利として、また、区民と限定せず全世界共通の言葉として、大きな意味でとらえて表現しようとしたものですが、様々な機会にいただいたご意見等を反映し、より良い条例としてまいります。	8月11日

	骨子案の項目	質問	回答	意見の送付日
26	用語の定義	区民の定義について、住民以外は準区民としたらいいのではないか。投票権との矛盾をなくせと思う。	新宿区の自治や地域の課題解決のためには、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことから、区民の定義をしたもので、住民以外は準区民とするという考えはありません。また、区民の定義と選挙や住民投票における投票権とは矛盾しないものと考えています。	8月11日
27	区民の責務	区民の責務に発言と行動を加えたらどうか。	検討の過程においてもご意見にあるように「発言と行動に責任を持ち」の文言を加えるべきか議論がありました。しかし、骨子案にある「良好な地域社会の創出に努める」という文言の中には、「発言と行動に責任を持ち」という意味・内容は区民の様々な行動を含めて包括的に既に入っているとの考えから原案としました。	8月11日
28	職員の責務	職員の責務に区民の生活状況、意見を広く把握することを入れてほしい。	職員の責務としては、「最も身近な地方政府の一員であることを自覚する」ことを規定するとともに、区の行政機関の役割と責務においても組織として「区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに職務を執行する」としています。職員には、新宿区という組織の一員として区民が求める要望・意見を的確に把握し、区政に反映させることを当然の義務として規定しています。	8月11日
29	区の行政機関の役割と責務	行政機関の役割 効果的かつ効率的な公共サービスの「効果的かつ効率的」を「適切な」に変えてほしい。「効果的かつ効率的」では弱者に厳しくなる可能性がある。	「効果的かつ効率的」が意味しているところは、効果と効率性のどちらも重要な要素として公共サービスを提供することを位置づけたものです。決して効率性を求めた結果、弱者に厳しいものであったりサービスの質をおろそかにしていいというものではありません。しかし、条例素案に「公正・公平な視点に立ち」の文言を付加え、ご意見の主旨を反映しました。	8月11日
30	地域自治	住民自治組織に町会、商店会、マンション自治会などをどう位置付けるのが明確ではない。課題別の自治組織にも言及すべきではないか。文化的な活動、環境保全活動など...	住民自治組織(地域自治組織)の制度については、自治基本条例において基本的な枠組みを決め、その他の部分については別条例で規定します。	8月11日